

# 愛知学生サッカー連盟 規約

## 第一章 総則

第1条 本連盟は愛知学生サッカー連盟と称する。

第2条 本連盟は、東海学生サッカー連盟を構成する4県における学生サッカー連盟の内の1つとして統括する組織とする。

第3条 本連盟は主たる事務所を名古屋市内に置く。ただし、緊急を要する場合の連絡先は委員長が所属する大学とする。

連盟事務所住所：〒468-0011 名古屋市天白区平針2-1801 シャトレ杉浦20C 東海学生サッカー連盟事務所内

## 第二章 目的

第4条 本連盟は、東海学生サッカー連盟の活動を支援するとともに、加盟校相互の連絡協調をはかり、もって大学サッカーの総合的發展を期することを目的とする。

## 第三章 事業

第5条 本連盟は第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 各種大会の主催ならびに主管
2. サッカー競技における研究および指導
3. 審判員の育成
4. 他地域サッカー界との交流に関する事業
5. その他本連盟の目的達成に必要な事業

## 第四章 組織

第6条 本連盟は、愛知県内に所在する大学および高等専門学校が学生チームをもって組織する。

第7条 本連盟の加盟チームは愛知県サッカー協会の承認を得たチームとする。

## 第五章 役員

第8条 本連盟には次の役員をおく。

会長 1名、副会長 若干名、顧問 若干名、委員長 1名、副委員長 7名、常任委員 若干名、  
監事 2名、委員（加盟チーム責任者）

学生の部 幹事長 1名、副幹事長 6名、常任幹事（若干名）、幹事（加盟チーム学生代表）

第9条 会長、副会長、顧問の任期は2年とし、再任をさまたげない。

第10条 常任委員会は委員長、副委員長、常任委員、幹事長、副幹事長および常任幹事をもって組織する。

第11条 委員長、副委員長、監事は常任委員会において委員の互選とし、任期は2年、再任は妨げない。ただし、委員長の三選は原則として認めない。

第12条 幹事長、副幹事長は幹事会において常任幹事の互選とし、任期は1年、再任は妨げない。

第13条 会長は本連盟を代表し会務を総監する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、これを代理する。

第14条 委員長は本連盟の運営責任者として常務を処理し、総務委員会の議長となる。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時、これを代理する。常任委員は委員長をたすけて常務を分担する。

第15条 総務委員会は本連盟発展のための指導的任務を負い、重要事項を審議し、総会へ提出する議案を整理する。総務委員会は委員長、副委員長、幹事長、副幹事長をもって構成する。

第16条 幹事長は本連盟における学生の最高責任者として実務を総理する。副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時、これを代理する。常任幹事は幹事長をたすけて実務を分担する。

第17条 監事は本連盟の業務執行状況及び会計について監査する。

## 第六章 総会

第18条 本連盟総会は全役員によって構成され、毎年1回開催する。緊急必要がある時は、委員長は総務委員会の承認を得て、臨時総会を開くことができる。

第19条 本連盟総会は、次の事項を審議決定する。

1. 役員を選出
2. 事業報告及び決算
3. 事業計画及び予算
4. その他、本連盟の目的達成に必要な事項

## 第七章 会計

第20条 本連盟の会計年度は当該年の4月より翌年3月とする。

## 第八章 規約の改廃

第21条 本連盟の規約の改廃は、総務委員会の出席者の3分の2以上の同意を得て、総会の賛同を得なければならない。

第22条 本連盟は事業実施に当たり、愛知学生サッカー連盟運営要項を別に定める。

付則1) 本連盟は、地域の特殊性を鑑み、本規約第6条に認められるチーム以外（学部、短大学部、分校、専攻科等）も準加盟または特別加盟チームとして東海地区範囲の大会に参加することを認める。

- 2) 新規加盟チームは初年度オブザーバ参加とする。
- 3) 本連盟の主管する大会への出場資格については別途定める。
- 4) 本連盟の規約は平成14年4月1日より施行する。

平成17年度規約一部改正

平成24年度規約一部改正

令和3年度規約一部改正